

仙台市農業委員会第 34 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 3 月 29 日（月曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 22 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1 人) 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件
 - 第 5 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
 - 第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）について
 - 第 7 号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式 1）
 - 第 8 号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式 2）
 - 第 9 号議案 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について
5. 協議
 - (1) 令和 3 年度業務計画（案）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）
6. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 売渡し希望農地一覧表
 - (6) 令和 2 年度農地利用意向調査結果について

- (7) 令和2年度第4回企画検討チーム会議報告
- (8) 令和2年度第2回農地利用最適化推進委員連絡会開催結果報告
- (9) 事務局職員の任免（異動）について

7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第34回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、13番品川忠夫委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、3番赤間敬委員、4大泉権吾委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時33分)
	第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、3月23日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容に	

つきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。

調査報告（机上配布）・・・・・・・・網かけ部分は読みません。

（第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を3月23日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による耕作利便が1件の合計4件です。番号1番と2番の報告は8番菅野則義委員、番号3番の報告は14番鈴木通委員、番号4番の報告は12番佐藤とみ委員です。

（8番菅野則義委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は、申請地から離れた場所に居住しており、いずれは離農を考えていることから、周辺農地を耕作している譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で371aの農地を耕作しています。3月11日に奥山壽農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は労力不足により、申請地を耕作するのが難しいことから、隣接地を耕作している譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で219aの農地を耕作しています。3月12日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（14番鈴木通委員報告）

番号3番は、売買により耕作利便を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に挟まれた位置にあり、耕作利便が見込まれることから、譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で268aの農地を耕作しています。3月11日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（12番佐藤とみ委員報告）

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は労力不足により申請地を耕作するのが難しいことから、地域の担い手である譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で200aの農地を耕作しています。3月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時35分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員、私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件です。番号1番の報告は私(18番嶺岸若夫委員)です。

番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、交流カフェの運営に携わっている申請者が、来場者用駐車場を整備するもので、畑671㎡を転用し、駐車場(普通車20台)に250㎡、通路等に421㎡を利用する

計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時36分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員、私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の申請は、宅地に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、養魚場に転用するものが2件、一般住宅に転用するものが1件の合計6件です。番号1番の報告は私(18番嶺岸若夫委員)から、番号2番と3番の報告は10番佐藤千治委員、番号4番と5番の報告は9番郷古雅春委員、番号6番の報告は17番松原菊男委員です。

番号1番は宅地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、農家住宅の建替えをする申請者が、既存通路が狭いため、隣接する畑94㎡を転用し、宅地の拡張(宅地・通路等)に94㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がない

と判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(10 番佐藤千治委員報告)

番号2番は資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、会社員である申請者が、夫が営んでいる建築業のために、畑991㎡を転用し、資材置場に434.10㎡、駐車場(重機1台、トラック1台、普通車2台)に85.30㎡、通路等に471.60㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、定期預金証書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、解体建設業者が、田1,632㎡を転用し、太陽光発電パネル256枚(発電出力44.0kW)に485.20㎡、通路等に1,146.80㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(9 番郷古雅春委員報告)

番号4番と5番は、同一事業であるため、一括して報告いたします。養魚場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、障害者施設の経営・パソコン教室の経営を行うIT関連事業者が、養魚場(メダカの養殖)として利用するため、田2筆583㎡を転用し、メダカ飼育のビニールハウスに234㎡、駐車場(普通車3台)に37.50㎡、通路等に311.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことか

ら、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(17番松原菊男委員報告)

番号6番は、一般住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、公務員の申請者が、田499㎡を転用し、住宅(1棟)に102.06㎡、駐車場(普通車3台)に54㎡、庭等に342.94㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は借入金と自己資金であり、融資の審査結果の写し及び預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時38分)

議長

第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員、私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の申請は、工事中道路に一時転用していたものを事業計画変更承認申請するものが1件です。調査結果を17番松原菊男委員から報告します。

(17 番松原菊男委員報告)

番号1番は、工事用道路に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。平成30年9月28日付けで農地法第5条許可により工事用道路に一時転用していましたが、令和元年の台風19号の影響、出水期の工程調整等で、工事が遅れたため、工事期間の延長が必要になったものです。当初の工期（令和3年3月31日）から令和4年3月31日まで1年延長されたため工事期間を変更するものです。事業面積に変更はなく（事業面積（原野含む）3,135.83㎡のうち2,715.83㎡）、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても日本高速道路保有・債務返済機構の債務引き受け限度額として資金調達説明書が提出されており、対応可能であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

第5号議案仙台農業振興整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程いたします。調査内容につきましては、第二調査委員会嶺岸若夫委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会 委員長)

第5号議案の調査結果を報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で、聞き取り調査については、全員で経済局農政企画課の説明を受け行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、用途区分の変更が1件です。調査の報告は16番高橋勝彦委員から報告します。

高橋勝彦委員
(16番)

整理番号1番は、農業用施設に用途区分を変更するものです。申請は（換地後）畑4,055㎡のうち641.875㎡を農業用施設に整備して、効率的に営農を図るものです。当該地の選定理由は、近隣の住宅開発により騒音・粉塵などの問題があり、

作業場及び農業倉庫の移転が必要になったもので、効率的な農地近隣の土地を選定する必要があり、市街化区域内の農地は住宅地にあり不適。農用地以外やほ場整備対象地以外でも適した土地がなく、当該地は農道に接しており周辺農地への影響がないことから選定したものです。国営仙台東土地改良事業の区域であり、換地処分に伴い、現在、法務局において登記中（登記閉鎖）となっているところです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の許可申請の手続きが必要となるもので、換地の登記終了後に手続きをすることになるものです。今回の用途区分変更は、農振除外の5要件の①から④までの判断基準を満たしております。また、⑤の土地改良事業施行後8年以上が経過していないものですが、10a未満の変更であるため支障はないとされるものであります。農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

議 長

第5議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

やむを得ないという調査結果に賛成しますが、(4)変更予定地選定の適否に関する市町村長の調整経過のうち、第5号の土地改良事業施行後8年を経過した土地であるかについては、国営土地改良事業は3月に換地処分は完了していますが、取り消しを訴える期間が一年間あるので、事業は完全に完了していないと考えます。どうして終わっていない今、申請できるのでしょうか。10a未満の変更は軽微ということで国が認めているのでいいですが、田畑でない施設用地にしていいのでしょうか。

高橋勝彦委員
(16番)

聞き取り調査でも大泉委員の意見と同じことを農林部の担当課に色々聞きました。10a未満なら国が承認した場合には工事代金の返還もない、と確認しています。意見として付すかどうかは皆さんで審議していただきたいです。

事務局

聞き取り調査で確認した補足です。国の定める基準では、土地改良事業で田畑に整備した農地を、それ以外のものに用途変更する場合、目的外使用は特別徴収金の対象になりますが、10a未満で農業経営上必要な施設はこの限りでないとなっています。

議 長

単に「やむを得ない」だけでよろしいか、今出たような意見を付して「やむを得ない」とするか、いかがいたしましょうか。

菅野則義委員
(8番)

意見は付した方がいいと思います。

郷古雅春委員
(9番)

最終的にやむを得ないでいいと思いますが、特別徴収金は農林水産大臣が判断するので、10a未満だからいいと農業委員会が決めるのではなくて、申請者にはきちんと手続きを踏んで、国に判断を仰いでもらうことを分かってもらうよう意見

を付すべきだと思います。ちなみに、田であれば用排水施設が過剰投資になるという件もありますが、畑で整備したため用排水施設はありませんでした。

議 長

他にご質問等はございませんか。先ほど出たような意見を集約して、付して農林部にお返しするということでもいいですか。

(異議なし)

事務局

今の委員の意見を踏まえて意見を付すこととしますが、最終回答文案は、会長に判断を一任していただくことでいいでしょうか。

(会長一任)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第5号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件については、意見を付して「やむを得ない」とすることに決定します。

(午後1時55分)

議 長

第6号議案農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

農地係長

第6号議案農用地利用集積計画(案)は、令和3年3月31日仙台市公告予定で、令和3年4月1日設定です。総数で38件、249,998㎡です。内訳は、新規が10件、更新が28件です。農業委員会の契約によるもので、各地区で2月に利用調整会議により調整したものです。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。
第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画（案）については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時57分)</p>
議 長	<p>第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式1）、を上程します。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式1）は、令和3年3月31日仙台市公告予定分です。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。令和2年11月1日に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律が制定され、事務手続きの簡素化を図るものです。総数で98件、436,442㎡です。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第7号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式1）は、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時59分)</p>
議 長	<p>第8号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式2）、を上程します。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第8号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式2）、令和3年4月14日仙台市公告予定分です。総数で、6件、41,617㎡です。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第8号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第8号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について(一括方式2)は、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時00分)</p>
議 長	<p>第9号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程します。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第9号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、出し手と中間管理機構との契約はそのまま、機構と受け手(耕作者)の変更を行うため、配分計画を変更するものです。令和3年5月21日宮城県告示予定です。総数で、6件、45,732㎡です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。 第9号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第9号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時01分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。 協議事項(1)「令和3年度業務計画(案)」について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 — (1)「令和3年度業務計画(案)」 ご意見がありませんでしたので、前回の総会時と同じ内容で提案します。</p>
議 長	<p>協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和3年度業務計画(案)」については、承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時02分)</p>

議 長	<p>続きまして、協議事項 (2) 「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針 (案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 — (2) 「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針 (案)」 引き続き時短などの対応を取っていきます。</p>
議 長	<p>協議事項 (2) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2) 「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針 (案)」は、承認といたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 05 分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出から (5) 売渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>報告事項の農地関係を報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4073 から 4079 まで 7 件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が 3 件、共同住宅への転用が 2 件、宅地造成・事務所への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり、番号 5163 から 5171 まで 9 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・駐車場への転用が各 3 件ずつ、資材置場・公衆用道路・道路への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定 (相続等) による届出については、4 ページから 6 ページに記載のとおり 13 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知については、7 ページに記載のとおり 6 件ありました。すべて合意解約によるものです。(5) 売渡し希望農地一覧表ですが、国営仙台東地区土地改良事業施行区域において法務局による換地処分に伴う登記閉鎖が行われており、あっせんが成立しても所有権移転できないことから、売り渡し農地一覧表から削除しているものです。換地登記終了後に改めて申出の手続きをすることになります。申出者に意思確認を含めて、文書で</p>

通知したいと考えています。地区の方々への周知指導をお願いします。なお、ホームページにも修正後の一覧表を掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくをお願いします。農地関連の報告事項は以上でございます。

議長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。

次に(6)令和2年度農地利用意向調査結果について、から(9)事務局職員の任免(異動)までのうち、(7)令和2年度第4回企画検討チーム会議報告は、松原企画検討チーム長から、その他は事務局から説明願います。なお、質問については説明後、受けます。

事務局

— 説明 —(6)令和2年度農地利用意向調査結果について

松原企画検討
チーム長

— 説明 —(7)令和2年度第4回企画検討チーム会議報告

事務局

— 説明 —(8)令和2年度第2回農地利用最適化推進委員連絡会開催結果報告

事務局 主幹
兼振興係長

— 説明 —(9)事務局職員の任免(異動)について

議長

(6)令和2年度農地利用意向調査結果について、から(9)事務局職員の任免(異動)について、ご質問等はありませんか。

これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時16分)

議長

続きます、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料7をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

続きます、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

①その他事務局からの連絡事項

(ア)令和2年度農業委員会だよりコンクール表彰授与

(イ)令和2年度(第16回)女性の農業委員会活動推進シンポジウム(オンライン)

開催)の資料
(ウ)令和3年4月～5月の予定表
(エ)他市町村農業委員会だより等

議 長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振
興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第34回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時22分)